## 報告第17号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第18 0条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月24日提出

大田原市長 津久井 富 雄

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり 専決処分する。

平成26年9月8日

大田原市長 津 久 井 富 雄

損害賠償の額の決定及び和解について

平成26年7月15日に大田原市役所黒羽支所で発行した住民票を添付し、下記の者が原動機付自転車の運転免許試験を受けようとしたところ、証明内容不備のため受験出来なかった事案について、これに起因する損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償額 4,440円
- 2 和解の内容
  - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額4,440円を支払う。
  - (2) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名

住所	00000000000	
氏名		00000
	上記〇〇〇〇法定代理人親権者父	00000
	同法定代理人親権者母	000000